

平成12年度

行政改革 実施結果 (概要)

安城市行政改革推進本部は、平成12年6月に策定した「安城市行政改革大綱」に基づき、平成13年1月に「安城市行政改革大綱実施計画書（平成12～15年度）」を策定し、行政改革を推進しています。

平成12年度の取り組み内容をまとめた「行政改革結果報告書」ができましたので、その概要をお知らせします。 ※市政情報コーナーで『行政改革実施結果総括表』及び『行政改革実施結果報告書』をご覧ください。

問い合わせ▷企画政策課

3億5500万円の経費を節減

開かれた市政の推進

スケジュール面では、ほぼすべての計画項目が予定どおり進み、市議会の常任委員会の傍聴の推進など一部の項目では、計画を前倒して実施できました。内容は、約8割が計画どおりでした。今回の結果を踏まえ次期の実施計画を策定する予定です。

主な実施項目

- 男女共同参画社会推進懇話会、介護保険運営協議会で委員の公募を実施
- 情報公開条例と個人情報保護条例の施行、市政情報コーナーを設置し情報公開を推進

行財政運営の効率化

スケジュール面では、すべての項目が予定どおり進んでいます。内容は、約9割の項目が計画どおりでした。

効果の面では、経費効果が出せなかったため、効果が分かりにくい項目もありましたが、全体としては経費効果の当初見込みを大きく上回っています。

主な実施項目

- 普通財産の効率的な運用及び処分の見直しで1億153万円減
- 予算削減の創意と工夫の継続実施で9707万円減
- 公共工事のコスト縮減計画で7857万円減

活力ある行政機構

スケジュール、実施内容、実施効果とも、ほとんどが計画どおりでした。

主な実施項目

- 課長昇任試験の実施
- 勤務評定の全面改訂
- 業務委託の推進による職員数の抑制

水道（旧水源）用地を売ります

水道用地を公開抽せんで売却します。申込用紙は水道業務課（西庁舎1階）でお渡しします。

受付期間▼1月28日（月）～2月5日（火）

午前9時～午後4時 ※土・日曜日は除く。受付場所▼同課 申し込みできる人▼4年以内に建物を建築することが出来る個人及び法人

※次の人は申し込みできません。

①土地の売買を営利目的とする個人

法人 ②未成年者 ③成年被後見人

被保佐人 申し込みに必要なもの▼

①公募抽せん参加申込書 ②抽せん参加保証金（現金20万円） ※当せんした場合は契約保証金の一部に充当し、当せんしなかった場合はお返しします。

③世帯全員の住民票の写し（法人の場合は法人登記簿謄本）

④平成13年度納税証明書 ⑤市区町村長が発行した身分証明書（法人の場合は不要） 購入できる筆数▼1

世帯または1法人につき1宅地 主な売り渡し条件▼買い受けた土地を第三者に譲渡しないこと 売却の決定▼申込書の内容などを審査したうえ、同一区画で適格者が2人以上の場合、公開抽せんとなります。公開抽せん▼2月13日（水）午後1時30分

市役所西庁舎公園休憩室 土地売買代金の納入▼売却決定通知を受けた人は3月6日（水）までに契約を締結し、同時に契約保証金（売買代金の10%

以上）を納入し、残金は3月29日（金）までに納めていただきます

〈水道用地売却価格表〉

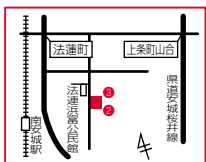
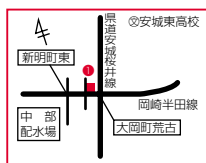
No.	土地の表示	地目	面積	売却価格	用途地域
①	大岡町荒古16番	宅地	159.56㎡	1099万3000円	市街化調整区域
②	浜富町2番1	水道用地	165.75㎡	2161万3000円	第1種中高層住居専用地域
③	浜富町2番16	水道用地	174.00㎡	2140万2000円	第1種中高層住居専用地域

※建ぺい率はいずれも60%。容積率は①＝200%、②・③＝150%。

※売却する土地には立て札が表示してあります。

※売買代金完納後、土地の引き渡し及び所有権移転登記を行います。

〈位置図〉



問い合わせ▼同課